6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
坂本正次
群馬県桐生市黒保根町下田沢2822番地10
7　出願公表の年月日　平成24年10月23日

1　品種登録の番号　第25985号
2　品種登録の年月日　平成29年4月25日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Hydrangea L.
4　登録品種の名称　筑紫の風（つくし　かぜ）
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
福岡県
福岡県福岡市博多区東公園7番7号
7　出願公表の年月日　平成24年8月21日

1　品種登録の番号　第25986号
2　品種登録の年月日　平成29年4月25日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Hydrangea L.
4　登録品種の名称　加茂セレ　おはよう（かも）
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
加茂株式会社
東京都新宿区若松町25番17号ウイン新宿若松町702号室
7　出願公表の年月日　平成24年9月12日

1　品種登録の番号　第25987号
2　品種登録の年月日　平成29年4月25日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Hydrangea L.
4　登録品種の名称　紫水晶（むらさきすいしょう）
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
川原田邦彦
茨城県牛久市田宮2－51－35
7　出願公表の年月日　平成24年11月8日

1　品種登録の番号　第25988号
2　品種登録の年月日　平成29年4月25日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　SUNpcam
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Franko Roses New Zealand Limited
220, Pebble Brook Road, Silverdale, Auckland, New Zealand
7　出願公表の年月日　平成27年9月10日

1　品種登録の番号　第25989号
2　品種登録の年月日　平成29年4月25日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Rubus L.
4　登録品種の名称　APF-45
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Board of Trustees of the University of Arkansas
2404 North University Avenue, Little Rock, Arkansas 72207, USA
7　出願公表の年月日　平成25年7月5日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名
登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（次のとおり）は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年四月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　和歌山県新宮市熊野三町西字古所谷六八の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第七百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年四月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県飯田市上飯田八一二五の一〇（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年四月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県上高井郡高山村大字牧字奥日影二九七四の一一・二九七四の一五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び高山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年四月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県伊具郡丸森町小斎字八守八七の二（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年四月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県本吉郡南三陸町志津川字清水浜六一の二・六二・六三・六六の一・六七の五・六七の六（以上六筆国有林）
二　保安林として指定された目的　潮害の防備
三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

○農林水産省告示第七百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年四月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡早川町奈良田字三ツ滝山九五二・字鰍水一〇五三内二一六・南アルプス市芦安芦倉字湯川峰一六八二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁並びに南アルプス市役所及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年四月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県日野郡日野町板井原字下モ山一九の二一・一九の二二（以上二筆国有林）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年四月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県広島市安芸区上瀬野町字段之原山一〇三三〇の二・一〇三三二（以上二筆国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年四月二十五日

農林水産大臣　山本　有二